

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210406	日本海観光株式会社 (法人番号 9270001005979) 代表 者笹谷浩正	鳥取県西伯郡南部町阿賀 376番地1	本店営業所	鳥取県西伯郡南部町阿賀 376番地1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項及び法 第27条第3項	令和元年11月22日及び令和3年2月8日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	6	6
20210423	有限会社東和交通(法 人番号9240002033503) 代表者神田健治	広島県呉市海岸1丁目7-8	八景山	広島県呉市焼山中央2丁目 2番地16号	輸送施設の使用停止 (240日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第12条第1項及び法第 27条第3項	令和元年10月31日及び同年11月26日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)運賃料金の揭示義務違反(法第12条第1項)、(2)運送引受書の作成・交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運送引受書の記載事項義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(9)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(13)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(14)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	24	24